

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

令和二年埼玉県告示第六百七十七号で公示した公共測量は、令和三年二月二十五日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕